フロン排出抑制法における第一種フロン類回収業について

１　概要

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の施行により業務用冷凍空調機器を修繕・廃棄する場合に、機器からフロン類の充塡回収を行う者（第一種フロン類充塡回収業者）は、熊本県知事の登録を受けなければなりません。（施行規則第８条）

※既に登録を受けている場合、今回の法改正に伴い改めて登録する必要はありません。

２　手数料

登録申請（新規）　　　５，０００円 （熊本県手数料条例第二条(623)の5）

登録申請（更新）　　　５，０００円　　　（熊本県手数料条例第二条(623)の6）

　　　＊届出に関する手数料は不要です。

３　登録申請書提出先

熊本県庁（環境生活部環境局循環社会推進課　廃棄物指導班）

４　登録申請提出書類【新規】

　①　第一種フロン類充塡回収業者登録申請書≪様式第１≫

　②　添付書類

ア）本人を確認できる書類（発行日から３か月以内、コピー不可）

個人の場合：住民票の写し

法人の場合：登記事項証明書

　　　外国人の場合：外国人登録証明書の写し

イ）フロン類回収設備の所有権を証明する書類

　　　次のいずれかの写し。

自ら所有している場合：購入契約書、納品書、領収書、販売証明書など

自ら所有していない場合：リース契約書、共同使用規定書、管理要領など

ウ）フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し

エ）誓約書

申請書等が法第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約した書類

　③　備考欄について

備考欄には、次の事項などを任意に記載することができます。

・申請に係る事項の補足的説明

・フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等

・フロン類の充塡を自ら行う者若しくはフロン類の充塡に立ち会う者の氏名等

５　登録申請提出書類【更新】

更新申請における提出書類は、新規申請に同じです。なお、更新の際は以下の事項にご留意ください。

①　第一種フロン類充塡回収業者の登録有効期間は、**５年間**です。引き続き、第一種フロン類充塡回収業を行おうとする場合は、有効期間内（おおむね期限満了1か月以内）に申請してください。

②　登録有効期間を経過した場合は、その効力を失います。失効した場合は、新規申請にて、手続きをしてください。

６　届出書【変更】（法第31条第1項、施行規則第11条）

登録を受けた者が以下の事項を変更した場合、変更があった日から３０日以内に変更の届け出が必要となります。

①　氏名または名称（法人の場合は、代表者の氏名を含む。）、住所

②　事業所の名称及び所在地

③　その業務に係る第一種特定製品の種類及び充塡回収しようとするフロン類の種類

④　回収の用に供する設備の種類

なお、届出書及び添付書類は以下のとおりです。

ア　第一種フロン類充塡回収業者登録変更届出書≪様式第２≫

イ　添付書類　次のうち該当するいずれかの書類

　・個人の場合、住民票の写し（上記①の場合）

　・法人の場合、登記事項証明書（上記①の場合）

　・フロン類回収設備の所有権を有することなどを称する書類（上記③、④の場合）

　・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（上記③、④の場合）

　　⑤　誓約書

　　　　申請書等が法第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約した書類

７　届出書【廃業等】（法第33条第1項、施行規則第12条）

登録を受けた者が以下の事項に該当した場合、該当するに至った日から３０日以内に廃業等の届け出が必要です。様式は「第一種フロン類充塡回収業者廃業届出書」≪様式第４≫です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事　　項 | 届出義務者 |
| ① | 個人の事業主が死亡した場合 | 相続人 |
| ② | 法人が合併により消滅した場合 | 法人を代表する役員であった者 |
| ③ | 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 | 破産管財人 |
| ④ | ②、③以外の理由により解散した場合 | 清算人 |
| ⑤ | 熊本県内で第一種フロン類充塡回収業を廃業した場合 | 個人又は法人を代表する役員 |

８　回収量の記録等（法第47条第1項、施行規則第51条）

第一種フロン類回収業者は、充塡量や回収量などに関し、フロンの種類ごとに以下の記録（電子媒体可）を作成し、事業所に５年間保存しなくてはなりません。

①－１　フロン類を充塡した年月日

２　整備の発注者及び整備者又は廃棄等実施者の氏名（名称）、住所

３　第一類特定製品の種類、台数、充塡したフロン類の量(回収した後に再び当該製品に冷媒として充塡した量を除く)。

②－１　フロン類を回収した年月日

２　整備の発注者及び整備者又は廃棄等実施者の氏名（名称）、住所

３　第一類特定製品の種類、台数、回収したフロン類の量(回収した後に再び当該製品に冷媒として充塡した量を除く)

　　③－１　フロン類を再生した年月日

　　　　２　整備の発注者の氏名（名称）、住所

　　　　３　再生したフロン類の充塡した量

④－１　フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日

２　引き渡した相手方の氏名（名称）、引き渡したフロン類の量

　　⑤－１　フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日

　　　　２　引き渡した相手方の氏名（名称）、引き渡したフロン類の量

⑥－１　自ら原材料として再生した年月日及びその量

　　２　再生したフロン類を充塡した量

⑦－１　前年度末に保管していたフロン類の量

⑧－１　引渡先の例外として熊本県知事が認めたものに引き渡した年月日、引き渡したものの氏名（名称）、引き渡したフロン類の量

９　熊本県知事への報告（法第47条第3項、施行規則第52条）

第一種フロン類回収業者は、熊本県内における回収業務について当該年度（4月1日から3月31日まで）分について、年度終了後４５日以内（５月１５日まで）に、次の事項について熊本県知事に報告書を提出しなければなりません。なお、**回収量などに実績がない場合であっても、報告書を提出する必要があります。**

**※電子申請がご利用いただけます（FAXによる提出は不可）**。

様式は「第一種フロン類回収業者のフロン類充塡回収量等に関する報告書」≪様式第３≫です。

都道府県ごと、第一種特定製品の整備、廃棄等が行われた場合ごとに、

①　フロン類を充塡した第一種特定製品の種類ごとの台数、充塡したフロン類の量

②　フロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数、回収したフロン類の量

③　前年度の年度当初（４月１日）に保管していたフロン類の量

④　前年度において、第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の量

⑤　前年度において、フロン類破壊業者に引き渡したフロン類の量

⑥　前年度において、自ら再利用し充塡したフロン類の量

⑦　前年度において、引渡先の例外として熊本県知事が認めた者に引き渡したフロン類の量

⑧　前年度の年度末に保管していたフロン類の量

**※報告書の注意事項を読み、集計値に誤りがないかご確認の上、ご提出ください。**